

(資料3)

きよみ野健康づくり体操教室運営専門委員会規約

(適用)

第1条 本規約は、きよみ野東自治会（自治会規約第6章第24条）並びにきよみ野西自治会（自治会規約第6章第26条）の専門委員会として設置された「きよみ野健康づくり体操教室運営専門委員会」の活動に対して適用する。

(設立の目的)

第2条 本委員会は、吉川市が推奨している「高齢者が元気に暮らせるため健康づくり」をきよみ野東自治会並びにきよみ野西自治会の地域内において啓蒙活動を行うとともに、きよみ野健康づくり体操教室の開催に関する企画立案及び運営を行うために設立する。

(構成)

第3条 本委員会は、健康づくりリーダーを中心に、きよみ野くらぶ、きよみ野東自治会、きよみ野西自治会の各組織から選出された委員によって構成される。

2 委員は各組織より2名以上とし、うち1名を窓口連絡員とする。

(役員及び任期)

第4条 本委員会は、次に掲げる役員を置きその任務を執行する。

役職	人員	役割
委員長	1名	本委員会を代表して会務を統括する
副委員長	3名	委員長を補佐し、必要な場合には会長の職務を代行する。
幹事	数名	活動の立案並びに運営を担当する。
会計	数名	委員会の金銭管理を担当する。
事務局	数名	きよみ野くらぶ内に置き、委員会の事務を担当する。

2 委員長は、第3条1項の委員により選任する。

3 副委員長は、きよみ野くらぶ、きよみ野東自治会、きよみ野西自治会より各1名を推薦し、各委員の承認を得て就任する。

4 委員長は、幹事・会計・事務局を第3条第1項により選出された委員の承認を得て任命する。但し、事務局については第3条第1項の委員以外からも任命できるものとする。

5 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(活動)

第5条 本委員会は、第2条に定める目的を達成するために各組織の連携・協調を図り、次に掲げる活動を計画実施する。

(1) 健康づくり促進に関する啓蒙活動の企画立案とその実施。

(2) 健康づくり体操教室の企画立案とその実施。

(3) 健康づくりリーダーの育成の計画立案とその実施。

(4) その他第2条に定める目的を達成するために必要とされる活動。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、原則として年度始め、年度の間、年度末に年3回開催することとする。但し、委員長が必要と認めた場合又は各委員より開催の要請があった場合には適宜招集することができる。

(経費の処理)

第7条 本委員会の活動に必要な基本経費については、きよみ野東自治会の定める自治会内の団体・活動への助成金に関する細則並びにきよみ野西自治会の定める専門委員会の運営及び助成金に関する細則をもって処理する。

(運営業務の委託)

第8条 本委員会において決定した「きよみ野健康づくり体操教室の開催」に関して、その開催場所の予約や設営等の運営業務については、きよみ野くらぶに委託する。

(規約の改廃)

第9条 本規約の改廃にあたっては、第3条によって選出された委員の過半数の賛成を得た後にその案をきよみ野クラブ、きよみ野東自治会並びにきよみ野西自治会の役員会に提出し、その承認を得て改廃できるものとする。

本規約の制定・改定履歴

(1) 平成26年3月 1日制定

(2) 平成30年4月22日改定